

草加市公共施設等総合管理計画 (素案) 【概要版】

素案の入手先	資産活用課・情報コーナー・草加市ホームページ (「市政」→「告示・情報公開」→「パブリックコメント」) に掲載	
ご意見の	受付期間	平成29年6月26日(月)～平成29年7月25日(火) 当日消印有効
	提出方法	郵送・F a x ・直接持参・ 電子メール (shisankatsuyo@city.soka.saitama.jp)
お問い合わせ先	総合政策部 資産活用課 住所 〒340-8550 草加市高砂1-12-48 ドームヨシタケ1 2階 電 話 048-922-1106 (直通) F A X 048-924-3739 ※郵送で提出される方は次の住所へ 住 所 〒340-8550 草加市高砂1-1-1	

草加市

計画の位置付け等

計画の目的と位置付け

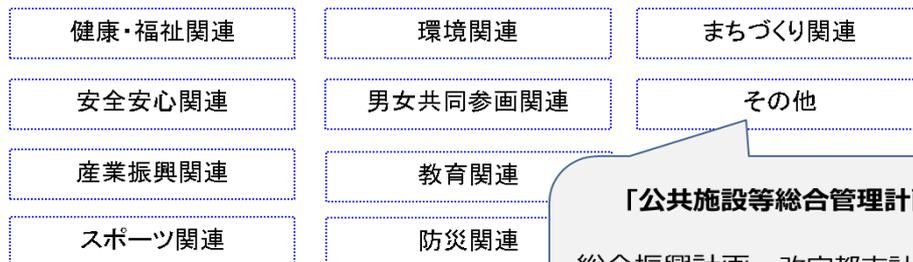
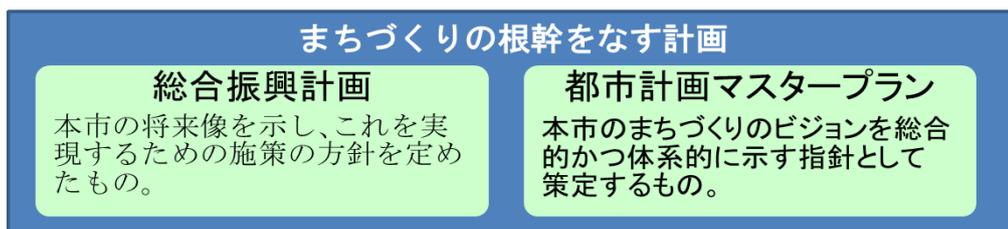
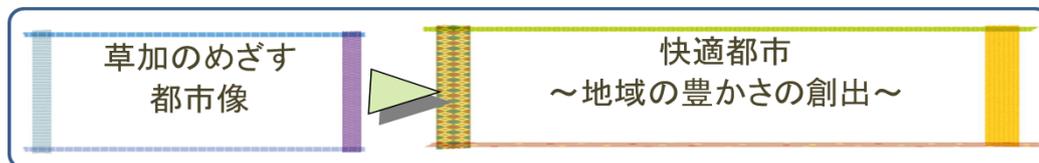
本市では、都市化による 1960 年代後半から 1970 年代前半にかけての急激な人口増加に伴って小中学校、市立病院、庁舎、市営住宅などの公共建築物や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設が集中的に建設され、これらの施設が市民の生活基盤、地域コミュニティの拠点などとして大きな役割を果たしてきました。

しかし、これらの時期に大量に建設された公共施設等は、老朽化の進行や更新時期の集中、人口減少や少子高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化、東日本大震災などを教訓とした大規模災害等への対応、低炭素社会や循環型社会への転換などにより、取り巻く環境が大きく変化しており、これらの変化への対応が迫られています。

一方、財政面では、人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増大に伴う財政の逼迫が懸念されます。

今後の公共施設等の改修や更新については、将来のまちづくりと財政推計に基づき、適切な時期に適切な方法で進めていく必要があります。

この「草加市公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。



「公共施設等総合管理計画」
総合振興計画・改定都市計画マスタープランを実現するための分野別計画の一つです。

計画期間

本計画は、公共施設等の大量更新時代を迎える 2016 年度から 2055 年度までの 40 年間を見通しつつも、変化の激しい社会経済情勢に的確に対応するとともに、第四次草加市総合振興計画との調整を図るため、2016～2027 年度の 12 年間の計画期間とします。

対象施設

本市が管理する次の公共施設等とします。

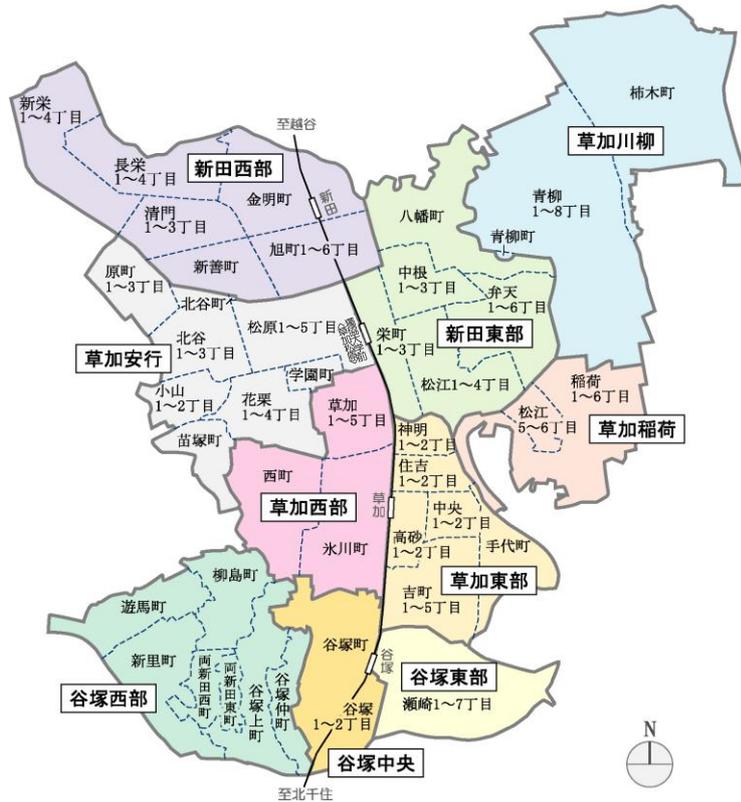
- ①公共建築物（「草加市公共施設マネジメント白書」に記載した公共建築物）
- ②インフラ施設（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園・緑地、河川、水路、農業用水、排水機場等）

圏域の考え方

本計画の基本となる利用圏域

本計画では、上位計画である第四次草加市総合振興計画や、草加市都市計画マスタープランにおける地区区分に合わせ、コミュニティブロックの10地区を基本的な利用圏域と設定します。

■コミュニティブロックの10区分



利用者の視点からの利用圏域の考え方

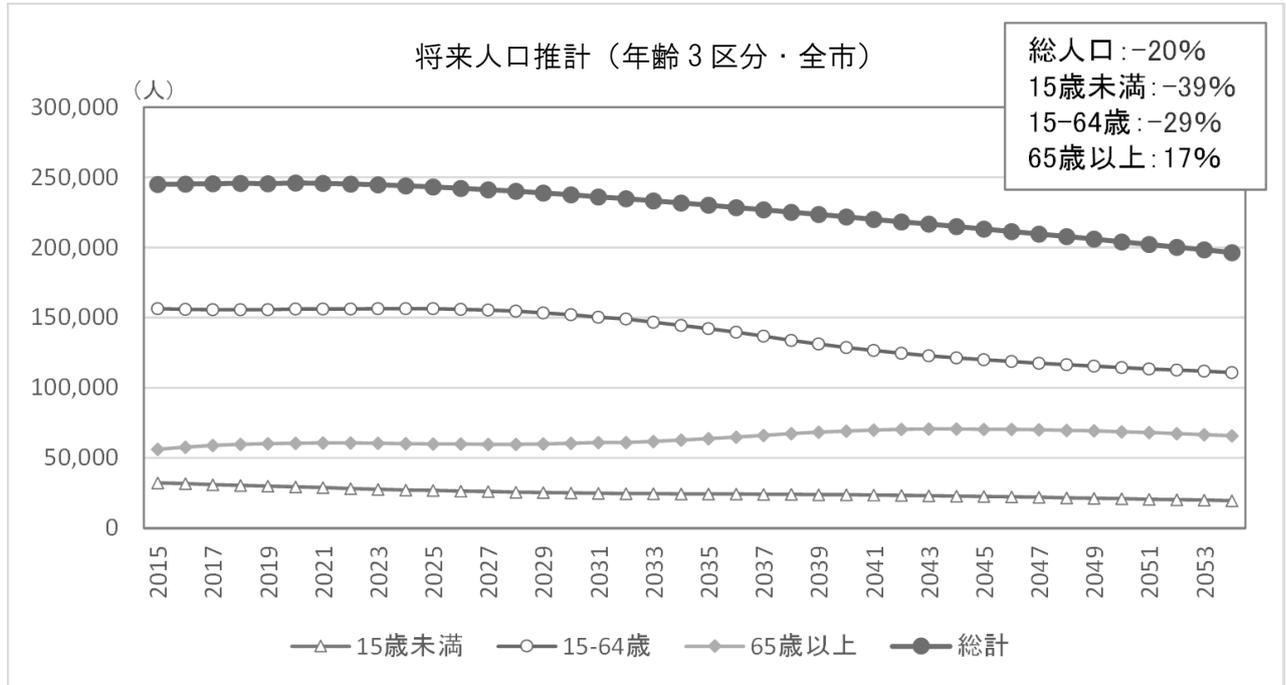
施設機能の利用圏域は、10地区のコミュニティブロックを基本としつつ、次の3つを設定するものとします。

- 一次生活圏（コミュニティブロック）：基礎コミュニティを最小単位として市内を10地区に区分。
- 二次生活圏（駅勢圏）：鉄道駅を中心にコミュニティブロックを複数束ねる区分及び市街化調整区域。
- 三次生活圏（全市・広域）：市全体、あるいは周辺自治体を含めた広域的なエリア。

人口・財政状況と将来予測

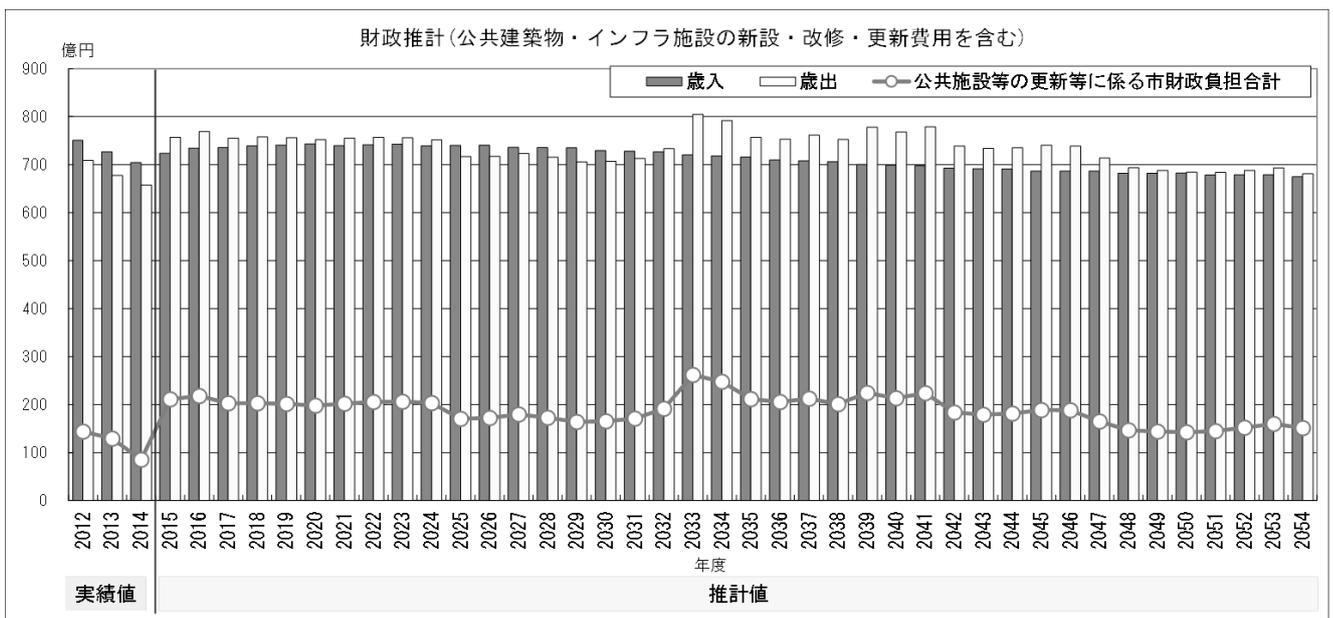
(1) 総人口

本市の人口はまだゆるやかに増加していますが、将来的には2020年の246,148人をピークに減少に転じ、40年後の2054年には2015年に比べて20%減の196,368人にまで減少するものと推計されています。



財政の将来状況

2014年度決算における本市の歳入は約705億円で、2012年から2年連続で減少しています。2025~2031年の期間以外は歳出が歳入を上回るものと推計されます。



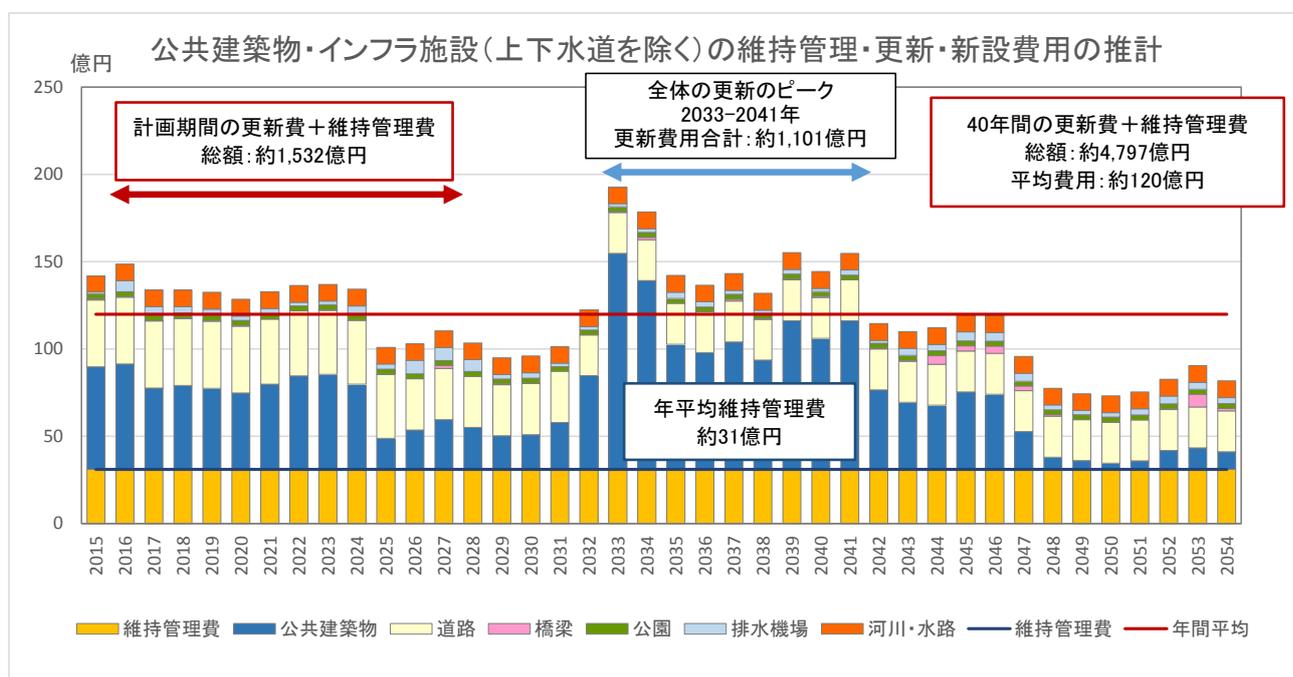
更新費用の推計

公共建築物とインフラ施設の合計

公共建築物とインフラ施設を合算した更新及び維持管理にかかる費用は40年間で約4,797億円（計画期間である2016～2027年の12年間では約1,532億円）で、年平均にすると約120億円になります。うち維持管理にかかる費用は年間約31億円となります。

公共建築物とインフラ施設の40年間での更新にかかる費用はそれぞれ1,759億円と1,800億円とほぼ同額となっています。

全体のピークは公共建築物の建替えのピークとなる2033～2041年で、9年間で1,101億円の費用がかかるものと推計されます。



人口減少・少子高齢化の進展

人口減少や少子高齢化の進展により、将来的に扶助費の増加や税収の減少が予想されるとともに、施設に対する需要の規模や内容の変化が見込まれます。この変化に柔軟に対応するため、施設の効率性を高めるほか、需要の減少に伴い余剰となる施設を整理するなど、保有総量の適正化に向けた対応が必要です。

厳しい財政見通し

生産年齢人口が頭打ちとなることで税収の伸びが見込めない一方、高齢化に伴う扶助費の増加など、財政見通しは非常に厳しい状況にあります。この厳しい財政見通しに対応するため、維持管理費などを削減していく必要があります。

このため、効果的・効率的な施設の維持管理に向けて、民間のノウハウの導入や、民間資金の活用を図るなど、安全で快適な公共サービスを利用者に提供していくための財源を確保する取組が必要となります。

急速な都市化に伴う維持管理費・更新費用の集中

本市では1960年代後半から1970年代前半にかけて急速に都市化が進んだことで、公共施設等の老朽化に伴う改修が現在ピーク期に差しかかっている一方、2033年ごろからは更新費用がピークを迎えます。これらの費用は、将来の投資見込額を大きく上回る予算が必要となるため、集約・複合化や廃止を積極的に推進し、本市が所有する公共施設等の総保有量の適正化や長寿命化などの見直しによる財政負担の軽減が必要です。

また、借地により整備した施設については、建物の耐用年数や当該施設の設置目的及び利用状況、地域ごとの公共建築物の配置バランス等の条件を整理し、土地の返還等について検討します。

□公共施設の「量」を見直す ～ムダを省く～

公共建築物の「保有総量」の適正化

新たな公共施設の建設は既存施設のスクラップ&ビルドを条件

□公共施設の「質」を見直す ～空間活用の工夫～

公共サービス内容の吟味と民間サービスの活用

「1施設・1機能」の縦割型サービスからの脱却

フルセット配置から地域特性に応じた配置へ

□公共施設を「長く」使う ～長寿命化～

「長寿命化」の推進によるライフサイクルコスト縮減と平準化

(1)保有総量の適正化

①公共建築物の保有総量の適正化

公共建築物のムダの解消を重視します。施設の中には、利用頻度が低い施設、利用の偏りがあるなど有効に利用されていない施設、有効に活用されていない余剰空間を持つ施設などがあり、その状態を解消することが必要です。そのような施設や機能については集約・複合化や廃止を積極的に推進することで解消を図り、本市が所有する公共建築物の保有総量を適正化します。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|--------|---|
| 留意事項 1 | 公共施設の保有総量の適正化に当たっては、災害時の避難場所の確保や移手段、移動時の安全性等について配慮することが必要である。 |
| 留意事項 2 | 施設の規模や機能に応じて異なる施設配置エリアや全市的なまちづくりの視点を踏まえて検討すべき。 |
| 留意事項 3 | 量の適正化の検討に当たっては、適正量の基準や考え方をデータ等に基づいて決めることが必要である。 |
| 留意事項 4 | 施設が遠くなると高年者等の利用がしにくくなるため、公共交通網の整備や駐車場の整備などの移手段の確保や、徒歩圏内で様々な活動ができる場を確保すること |

	なども合わせて検討することが必要である。
留意事項 5	重複する施設機能について検討する際には、近隣自治体の施設も含めて検討することが必要である。
留意事項 6	個別状況等を踏まえずにスクラップ&ビルドをルール化することは無理があるため、金額面も含めて個別に検討することも必要である。
留意事項 7	公共施設の統廃合を検討するに当たっては、市民・利用者の意見をよく聞くことが必要である。
留意事項 19	統合や多機能化、長寿命化に当たっては、公共施設の質の確保や向上を図ることが必要である。
留意事項 21	現在でも施設が少ないため、増やすべき施設や減らさず維持すべき施設もあるのではないか。

②新たな公共建築物の建設は既存施設のスクラップ&ビルドを条件

既存施設を保有したまま類似する新たな公共建築物を建設することも、一つのムダと言えます。もちろん、様々な要因により新たな公共建築物の必要性が生じることも考えられます。その場合には、類似施設や近接施設など既存の施設を複数廃止（スクラップ）して、新たな1つの施設を建設（ビルド）することなどにより、保有総量を適正化します。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

留意事項 6	個別状況等を踏まえずにスクラップ&ビルドをルール化することは無理があるため、金額面も含めて個別に検討することも必要である。
留意事項 7	公共施設の統廃合を検討するに当たっては、市民・利用者の意見をよく聞くことが必要である。
留意事項 21	現在でも施設が少ないため、増やすべき施設や減らさず維持すべき施設もあるのではないか。

(2)施設重視から機能重視への転換

①公共サービス内容の吟味と民間サービスの活用

持続可能な行政サービスを提供していくためには、行政が行うべきサービスと民間等にゆだねるべきサービスを仕分けして、限られた財源の使い道を選択し、集中していく必要があります。

そうした観点から、本市が公共施設等を通して直接担うべき公共サービスの水準を明確にするとともに、受益者負担についても見直し、市民負担の公平性の確保を図ります。また、効率的な公共施設等の管理を行うために指定管理者制度、PPP及びPFI等の官民連携手法のさらなる活用についても検討するとともに、民間で提供可能なサービスは、施設の管理運営も含めて民間に委ねていきます。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

留意事項 8	行政が責任を持ってサービスを提供すべきものと、民間がサービスを提供してもよいものを明確にするとともに、民間が運営する場合も、サービスの質や使い勝手の低下、利用料金の上昇を招かないようにすることが必要である。
留意事項 9	公共施設や民間の空きスペースなどの有効活用や民間活力を活用するなどして、魅力や利便性を高めたり、稼いだりすることを考える必要がある。
留意事項 10	利用料の適正化については、施設の利用目的や利用者の属性等に応じて設定する必要がある。

②「1施設・1機能」の縦割型サービスからの脱却

これまでも多くの公共建築物は、国による補助制度の制約もあり、1つの機能のために1つの施設を整備するという縦割的な考え方により配置されてきました。このため、新たな公共サービスを増やす際には新たな公共建築物を建設してきました。しかし、こうした「1施設・1機能」という従来の考え方では、その施設で提供できるサービスが限定され、今後、施設の再配置を図ることが困難です。

従って、従来型の考えから脱却し、必要な公共サービスについては、施設ではなく、機能の維持を最優先に考えます。そのため、集約・複合化による「1施設・多機能」を積極的に導入し、施設の合理的利用を図るとともに、サービスのワンストップ化や機能間の連携によりサービスの相乗効果を生み出すなど、公共サービスの質の向上を図ります。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- 留意事項 11 学校に機能集約するに当たっては、学校の教育活動に支障が生じないことや児童・生徒の安全性の十分な確保に配慮するとともに、地域と児童・生徒との交流などの視点を踏まえることが必要である。
- 留意事項 12 多機能化に当たっては、施設の使いやすさや便利さはもちろん、安全性などについても十分配慮する必要がある。
- 留意事項 16 本来に必要な施設機能を配置していくためには、しっかりと機能ニーズを把握する必要がある。

③フルセット配置から地域特性に応じた配置へ

コミュニティブロックごとに全く同じように公共施設等を配置する「フルセット配置」はもはや不可能となっています。また、地域に必要な公共サービスは、それぞれの地域の実情やニーズによって当然異なります。

第四次草加市総合振興計画基本構想や草加市都市計画マスタープランでは、学校などの公共建築物を活用し、文化・交流機能を複合化することなどにより、コミュニティブロックごとに地区の拠点を形成するという方向性が示されていることから、それぞれの地区のニーズを踏まえて必要な機能を誘導することで、地区ごとに使いやすい地区拠点の形成を目指します。

また、サービスの提供主体も、行政だけでなく、地域住民や事業者が担うことも考えられ、これらを勘案して、地域特性に応じて地域住民の理解のもと公共建築物の再編を推進します。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- 留意事項 13 コミュニティの維持・向上の視点から、気軽に集まれ、交流が生まれる場を確保していくことが必要である。
- 留意事項 14 公共施設以外の公益的施設の活用についても検討することが必要である。
- 留意事項 15 地域特性に応じた機能配置が地域間格差につながらないような配慮が必要である。
- 留意事項 21 現在でも施設が少ないため、増やすべき施設や減らさず維持すべき施設もあるのではないかと。

④市民協働による公共施設等のあり方の検討

地区における公共施設等の問題は、単に公共サービスを提供する行政とサービスを受ける住民という一方通行の関係だけでなく、施設を利用して地区をどう経営するかという自治のあり方、地区の未来のあり方の問題でもあります。

市民や地域の主体的な地域経営を行政がバックアップするという役割分担を確立することが、これからの公共施設等のあり方を検討する上で非常に重要な鍵となります。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|--------|---|
| 留意事項 7 | 公共施設の統廃合を検討するに当たっては、市民・利用者の意見をよく聞くことが必要である。 |
| 留意事項 8 | 行政が責任を持ってサービスを提供すべきものと、民間がサービスを提供してもよいものを明確にするとともに、民間が運営する場合も、サービスの質や使い勝手の低下、利用料金の上昇を招かないようにすることが必要である。 |
| 留意事項 9 | 公共施設や民間の空きスペースなどの有効活用や民間活力を活用するなどして、魅力や利便性を高めたり、稼いだりすることを考える必要がある。 |

数値目標

財政推計及び公共施設等の更新費用の推計から、今後も、現在本市が保有するすべての公共施設等について、大規模改修や建替えを耐用年数に基づいて実施することを前提に維持し続けるためには、大幅に財源が不足することが見込まれます。

そのため、公共施設等が市民生活を支える重要な施設であることを前提として、効率的な管理によりライフサイクルコストの削減や更新等にかかる費用の平準化、公共建築物の機能統合等による更新費用の削減等を図りつつ、施設の更新及び維持管理のための費用の確保を目指します。

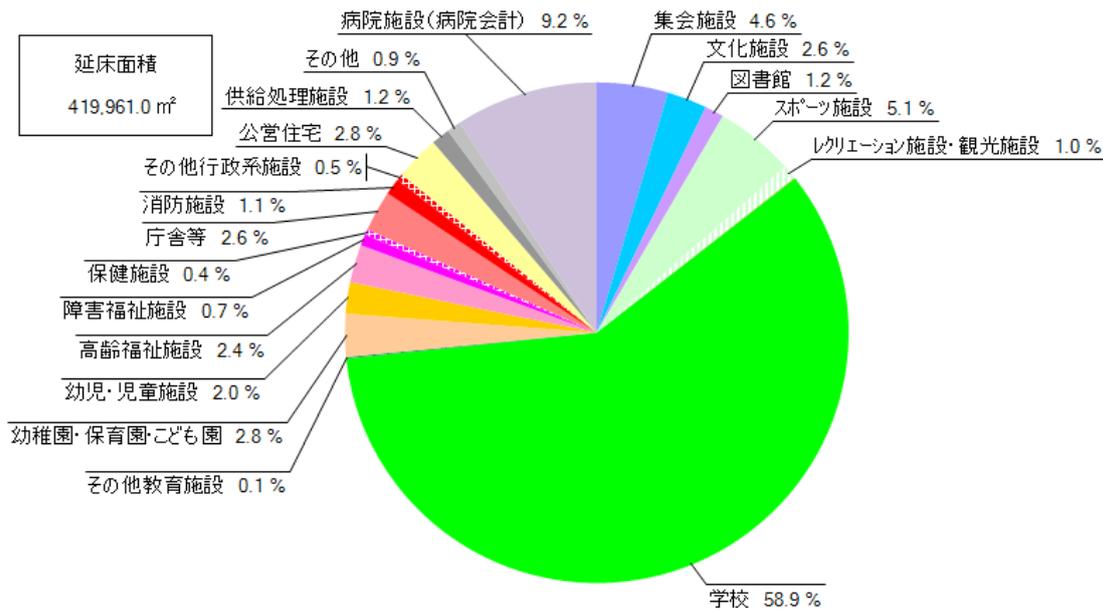
■現状の公共施設等を全て維持するために確保が必要な施設更新費等の目標額

●長期目標（40年後）：938億円（公共建築物の床面積：173,941㎡分に相当（全体の41.3%））

【参考】

●長期目標における計画期間内（12年後）の想定値：96億円（公共建築物の床面積：17,795㎡分に相当（全体の4.2%））

本市が保有する公共建築物の施設類型別床面積比率（2015年末現在）



施設分野別の基本方針

公共建築物の基本方針

(1) 施設機能の統合

施設の利用状況及び利用率の分析、将来的な人口動向、各公共建築物の配置、老朽度、機能代替可能な民間施設の有無等の条件を勘案し、各地区において防災拠点ともなっている小中学校を中心として、施設機能の統合を目指します。

施設機能を統合するに当たっては、現状の施設機能を維持しつつ、床面積については、地区のニーズや将来的な人口推計を踏まえ、適正化を図ります。

■ 市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|---------|--|
| 留意事項 1 | 公共施設の保有総量の適正化に当たっては、災害時の避難場所の確保や移動手段、移動時の安全性等について配慮することが必要である。 |
| 留意事項 2 | 施設の規模や機能に応じて異なる施設配置エリアや全市的なまちづくりの視点を踏まえて検討すべき。 |
| 留意事項 3 | 量の適正化の検討に当たっては、適正量の基準や考え方をデータ等に基づいて決めることが必要である。 |
| 留意事項 4 | 施設が遠くなると高齢者等の利用がしにくくなるため、公共交通網の整備や駐車場の整備などの移動手段の確保や、徒歩圏内で様々な活動ができる場を確保することなども合わせて検討することが必要である。 |
| 留意事項 5 | 重複する施設機能について検討する際には近隣自治体の施設も含めて検討することが必要である。 |
| 留意事項 7 | 公共施設の統廃合を検討するに当たっては、市民・利用者の意見をよく聞くことが必要である。 |
| 留意事項 11 | 学校に機能集約するに当たっては、学校の教育活動に支障が生じないことや児童・生徒の安全性の十分な確保に配慮するとともに、地域と児童・生徒との交流などの視点を踏まえることが必要である。 |
| 留意事項 12 | 多機能化に当たっては、施設の使いやすさや便利さはもちろん、安全性などについても十分配慮する必要がある。 |
| 留意事項 15 | 地域特性に応じた機能配置が地域間格差につながらないような配慮が必要である。 |
| 留意事項 16 | 本当に必要な施設機能を配置していくためには、しっかりと機能ニーズを把握する必要がある。 |
| 留意事項 19 | 統合や多機能化、長寿命化に当たっては、公共施設の質の確保や向上を図ることが必要である。 |

(2) 長寿命化

適切な維持管理を進め、公共建築物の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

■ 市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|---------|---|
| 留意事項 17 | 長寿命化によって施設の安全性や使い勝手が悪くなることがないようにすることが必要である。 |
| 留意事項 18 | 市の財政が厳しくなるなかでも予算を確保し、計画的に修繕することが必要である。 |
| 留意事項 19 | 統合や多機能化、長寿命化に当たっては、公共施設の質の確保や向上を図ることが必要である。 |
| 留意事項 20 | 長寿命化する施設の選定に当たっては、長寿命化するコストと建替えのコストを十分に比較検討する必要がある。 |

(3) 民間活力の積極的な活用

少ない経費で効率的な施設機能を確認するために、不要になった施設の除却や集約・複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|--------|---|
| 留意事項 8 | 行政が責任を持ってサービスを提供すべきものと、民間がサービスを提供してもよいものを明確にするとともに、民間が運営する場合も、サービスの質や使い勝手の低下、利用料金の上昇を招かないようにすることが必要である。 |
| 留意事項 9 | 公共施設や民間の空きスペースなどの有効活用や民間活力を活用するなどして、魅力や利便性を高めたり、稼いだりすることを考える必要がある。 |

(4) 更新費用・管理運営費の財源確保

除却した施設の土地については、将来的な公共建築物需要について検討し、必要のないものについては売却や貸付等の運用を検討することで、更新費用や管理運営費の財源確保に努めます。

■市民ワークショップで出された市民からの留意事項

- | | |
|---------|--|
| 留意事項 9 | 公共施設や民間の空きスペースなどの有効活用や民間活力を活用するなどして、魅力や利便性を高めたり、稼いだりすることを考える必要がある。 |
| 留意事項 18 | 市の財政が厳しくなるなかでも予算を確保し、計画的に修繕することが必要である。 |

インフラ施設の基本方針

(1) 更新費用の縮減と平準化

インフラ施設の更新に当たって、より効果的・効率的に更新費用の縮減と平準化を図るため、適切に施設状況を把握し、老朽度や重要度に基づいて優先順位を明確にした上で、上水道などの独立採算の施設も含めてインフラ施設全体を一体のものとして、計画的に更新を図ります。

(2) 長寿命化

施設状況を的確に把握することで予防保全型の維持補修を進め、インフラ施設の安全性の確保やライフサイクルコストの平準化を図ります。

維持管理等の予算確保の基本方針

計画的かつ効率的な施設の更新や維持管理等を行うため、第四次草加市総合振興計画基本構想第一期基本計画の計画期間である4年を一つの目安として、複数年にまたがる公共施設等全体での予算枠を設定し、維持管理等にかかる費用を安定的に確保する仕組みを構築します。

インフラ施設については、市民生活を支えるライフラインとしての要素が大きいため、将来的な財政状況を的確に把握しつつ、中・長期的な視点から計画的な予算の確保を検討します。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

【公共建築物・インフラ施設共通】

公共施設等は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、劣化が進行し、徐々にその機能が低下していきます。そのため、公共施設等の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安全、安心かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

また、日々の管理業務の品質の安定と効率化を図るため、点検・診断等の情報を記録し、収集・蓄積するため、現在把握可能な情報に基づいて新たなデータベースを作成し、それを活用して管理を行う仕組みづくりを行います。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共建築物・インフラ施設共通】

施設の維持管理・修繕・更新等については、インフラ施設などの不具合が発生することで市民生活に重大な影響を与えるものについては予防保全型の対応が不可欠となりますが、そうでない施設については、施設の機能や市民生活への影響等を総合的に判断しながら、予防保全型と事後保全型を柔軟に組み合わせた維持管理・修繕・更新等を実施します。

既に維持管理や保全、長寿命化等の個別計画を策定している施設については、今後も確実に維持管理計画を実践するとともに、全体最適の考えのもとに必要な応じた見直しを行います。また、今後策定する施設においては、全体最適の考え方のもと、予防保全型を基本とした計画を策定し、計画に則った点検、診断を実施するとともに、施設の部位や設備内容などに応じて予防保全型と事後保全型を組み合わせた維持管理・修繕・更新が行える仕組みへの転換を目指します。

日常管理、定期点検において発生する小規模な不具合に対する修繕等については、速やかな対応ができる体制を構築します。

また、個別計画に基づく修繕や大規模改修については、本市全体の公共施設等の中で重要度や劣化状況に応じ、優先順位を付けて計画的に実施し、施工工法については、複数の工法を検討し、最も費用対効果の高い工法を選定します。

安全確保の実施方針

【公共建築物】

日常的・定期的な点検・診断結果に基づいて、施設の劣化状況を把握するとともに、把握可能な情報を元に新たなデータベースにおいて整理された点検・診断結果から劣化・損傷など危険性が高いと認められたものについては、当該施設の重要度、費用面、利用状況、優先度などを踏まえて、施設の存続や、集約・複合化、廃止について検討します。

廃止が決定されている公共建築物については、解体・撤去などの対策を講じることにより、安全性を確保します。

【インフラ施設】

日常的・定期的な点検・診断や市民からの情報等に基づき、道路、橋りょう、河川等の危険個所を把握し、危険性が高いと認められたものについては、早急に改善を図ります。

耐震化の実施方針

【公共建築物】

多くの市民が利用する施設について、地震などの災害時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、耐震性が低いと考えられる施設については、その施設の機能や必要性を考慮した上で耐震化を実施します。

耐震化には、耐震補強や建替えに加え、当該施設の機能を耐震性が確保された施設へ移転するなど、多様な手法から選択します。

また、地震等の発生時に落下することで大きな被害を及ぼすおそれのある部材についても点検等に基づいて、順次耐震化を実施します。

【インフラ施設】

橋りょう、上下水道施設、公園内の各種施設について、耐震性が低いと考えられる施設については、順次耐震化を実施します。

長寿命化の実施方針

【公共建築物】

点検・診断等を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等の評価により今後も継続的に提供していくと判断される施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的かつ計画的な保全措置を講じるとともに、ライフサイクルコストを縮減するため長寿命化を推進します。

【インフラ施設】

日常的な点検・診断の結果を踏まえ、予防保全的な視点から、施設の長寿命化計画に基づいた取組を行います。また、長寿命化計画が策定されていない施設については順次策定を進め、インフラ施設の長寿命化と維持管理・更新費用の平準化を目指します。

集約・複合化や廃止の推進方針

【公共建築物】

(1)基本方針

公共建築物の集約・複合化や廃止に際しては、上位関連計画である第四次草加市総合振興計画や草加市都市計画マスタープランを踏まえ、公共建築物のあり方について見直しを行うことにより、適正な配置と効率的な管理運営を目指し、現在の施設機能を極力維持しつつ、将来にわたって真に必要な公共サービスを持続可能なものとするよう検討していきます。

本来の設置目的による役割を終えた施設や設置した当初より利用者数が大幅に減った施設、老朽化により継続使用が難しい施設で代替施設がある場合には廃止について検討することとします。

現在の規模や機能を維持したまま更新することが不相当と判断される施設については、他用途の公共施設との集約・複合化、転用、売却又は減築等に加え、民間に開放するなど地域経営課題の解決に寄与するような検討を行います。

サービスの提供に当たっては、公共建築物に依存したサービスのあり方を見直し、民間での代替が可能な施設については、公共建築物を保有しないなどの検討を行います。

(2)集約・複合化に当たっての機能統合の考え方

施設機能の統合の目的には、①現在の施設機能を極力維持しつつ、公共建築物の床面積を適正な規模とすることで施設の維持管理・更新費用を縮減すること、②機能統合により市民の施設利便性を向上することの2つがあります。

①の視点からは、できるだけ多くの機能を統合することが合理的といえますが、②の視点からは、機能の組み合わせによっては、利便性が下がることも考えられることから、組み合わせを吟味することが必要となります。

より多くの機能を一つの施設に統合するためには、施設面積が大きいことが条件となります。施設規模が大きく、かつ将来的に余裕空間が生まれることが見込まれる学校施設は、各コミュニティブロックに立地していることから、地区ごとの活動拠点となる複合施設の受け皿として最適な施設といえます。

学校施設は、もともと教育・学習機能を中心に、文化芸術機能（音楽室、工作室など）、スポーツ機能（校庭・体育館・プール）、図書館機能（学校図書館）などの複数の機能を持った複合施設であるほか、教室部分は自由度の高い空間であることから、全国的にみても統廃合により学校としての利用を終えた施設が、様々な施設として利用されています。

学校には、本市が市民に提供している施設機能の大半を統合することが可能であり、本市においても、小学校就学後の児童が放課後を過ごす場である放課後子ども教室や、高年者の学習と憩いの場であるとともに、世代を超えた交流の場である平成塾が設置されています。しかし、障がい者のための施設など、利用に当たって配慮が必要な機能は別の施設とします。

一方、施設機能の統合が進むと、施設の管理責任の明確化をはじめ、利用者の安全性の確保やそれぞれの機能の使い勝手を維持するために、施設の利用動線や設えなどの工夫をすることが必要になるほか、施設管理も煩雑になるなどのデメリットも考えられることから、デメリットを最小化し、効率的に管理できる施設内容と運営方法を研究、検討していきます。

【施設配置の考え方】

公共建築物は、その施設が持つ機能として全市に1つあればよいものから小学校区程度の身近な場所に必要なものまで様々なものがあります。

今後少子高齢化の進展を見据え、集会・学習機能や子育て機能、福祉機能のうち市民ニーズの高いものは、できるだけ一次生活圏での利用ができるよう施設機能を配置することを基本とします。

このような考えのもと、既存施設を利用し続ける前提で、施設機能と生活圏別の配置イメージを整理すると以下の通りとなります。

なお、長期的には、市民ニーズの高い施設機能については、小中学校に統合することを前提とし、機能や利便性を維持しつつ、施設の床面積の総量を適正化することを目指します。

■施設機能ごとの配置イメージ

区分	一次生活圏（コミュニティブロック）		二次生活圏 （駅勢圏）	三次生活圏 （全市・広域）
	複数ある施設	1か所程度ある施設		
圏域数	10		4	1(全市・広域)
行政機能			●サービスセンター	●市役所
保健・医療機能				●市立病院 ●保健センター
福祉機能		●地域包括支援センター ●障害者グループホーム （本市が所有する施設： ひまわりの郷） ●障害福祉サービス事業所 （本市が所有する施設： つばさの森）		●総合福祉センター （であいの森） ●社会福祉活動センター ●養護老人ホーム （松楽苑） ●在宅福祉センター （きくの里） ●高齢者福祉センター （ふれあいの里）
教育機能	●小学校	●中学校		●教育支援室
子育て機能	●保育園 ●放課後児童クラブ	●児童館・児童センター		●子育て支援センター ●児童発達支援センター（あおば学園）
集会・学習機能		●コミュニティセンター （ミニコミュニティセンター） ●公民館・文化センター		●市民活動センター ●文化会館 ●アコスホール ●勤労福祉会館 ●青少年交流センター ●勤労青少年ホーム ●中央図書館 ●歴史民俗資料館
スポーツ機能	●小学校校庭、体育館	●中学校校庭、体育館	●グラウンド ・運動広場	●体育館 ●野球場等 ●温水プール
供給処理機能				●環境業務センター ●リサイクルセンター
その他				●物産・観光情報センター

※圏域ごとに配置される施設は人口規模等から考えた概ねのものであり、必ずしも圏域ごとの必要数を示すものではない。

※保育園や高齢者・障がい者福祉施設などの民間もサービス提供をしている施設は、生活圏とは関係なくサービス提供が行われる可能性がある。

(1) 全庁的な取組体制の構築と人材育成

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本方針に基づく取組を着実に推進するため、草加市地域経営推進本部等において、本計画に掲げた数値目標の進行管理や具体的な取組方針の決定を行うこととします。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するに当たっては、職員一人ひとりが、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

このため、研修会等を通じて職員の人材育成に努め、予防保全の考え方の浸透やコスト意識の向上に努めていくこととします。

(2) 施設情報の一元管理

施設マネジメントにかかる全庁的な検討及び業務効率の向上に資するため、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や個別施設計画などのデータを一元管理し、適切に維持・更新します。

特に、今後の統一的な基準による地方公会計の整備を着実に進め、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を行うことにより、減価償却費等を含む公共施設等のフルコストや資産額を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からのコスト削減の検討を進めます。

(3) 情報の共有化と効果的な広報広聴

市民に対し情報提供を行うことにより、公共施設等にかかる問題意識の共有化を図るとともに、有効活用したい公共施設等の情報を積極的に広報することにより、市民協働の取組を促進します。

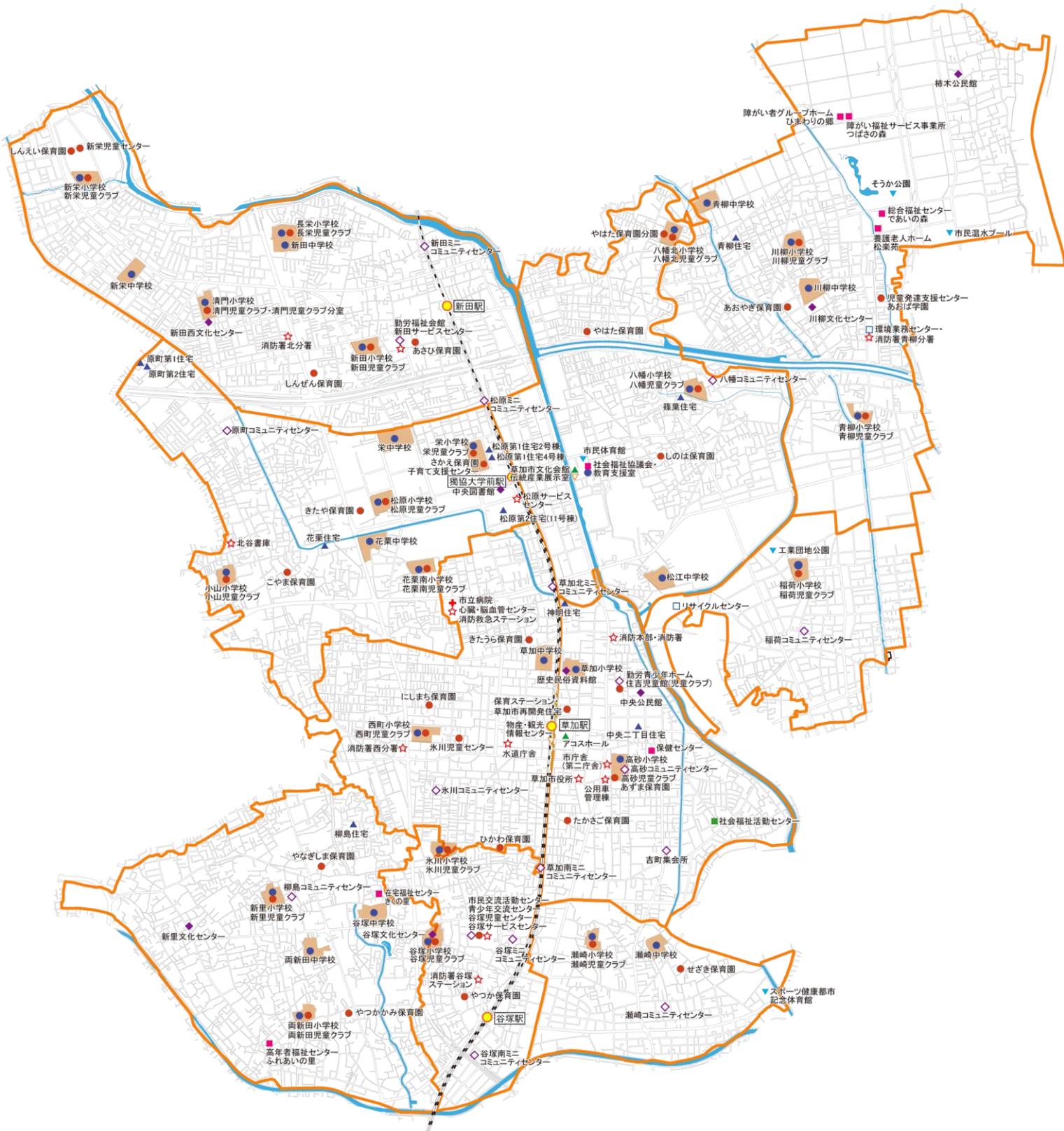
特に、公共建築物等の適正配置や用途廃止後の有効活用に当たっては、未来の草加市民に、よりよきものを引き継ぐための取組であるという意識が共有できるよう、効果的な広報広聴の取組を進めていきます。

計画の実現に向けて

本計画は、本市におけるまちづくりの基幹となる計画として位置づけられている第四次総合振興計画および都市計画マスタープランに基づいて、公共施設の維持・管理、更新等に関する基本的な方針を示したものです。特に、今後、公共建築物の更新や施設配置の検討に当たっては、これらの計画を踏まえつつ、庁内における関連部署が連携しながら、部局横断的に進める必要があります。

今後は基本方針に基づき、市民が利用する公共施設の配置や機能について、具体的に検討していくものとします。

さらに、公共建築物の施設の新設や建替えなどが具体化した際には、これまでの市民ワークショップやアンケート調査等における市民の意向などを踏まえながら、施設のあり方や導入機能等について、市民参画による検討を行い、本市が目指す都市像である「快適都市～地域の豊かさの創出」の実現に向けて取り組んでまいります。



凡例

- | | | |
|----------------------|--------------|------------------|
| ▲ (1)市民文化施設 | ● (6)学校教育施設 | □ (11)供給処理(環境)施設 |
| ◆ (2)社会教育施設 | ● (7)子育て支援施設 | ✚ (12)医療施設 |
| ◇ (3)コミュニティ施設 | ■ (8)保健・福祉施設 | ○ コミュニティエリア界 |
| ▼ (4)スポーツ・レクリエーション施設 | ★ (9)行政施設 | |
| ▽ (5)産業施設 | ▲ (10)市営住宅 | |

